博士論文の要旨及び審査結果の要旨

フ リ ガ ナ サイトウ トシヤス

氏 名 齋藤敏靖

学 位 博士(学術)

学 位 記 番 号 新大院博(学)第57号

学位授与の日付 平成20年3月24日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

博士論文名

精神障害者の「就労」モデルの構築-社会福祉ニーズとの関連を巡って一

論文審査委員 主 査 加藤智章

副 査 南方 暁

副 査 成嶋 隆

博士論文の要旨

我が国の精神障害者は潜在的に就労能力があるにもかかわらず、就労している者はごく少ない。その理由は、精神障害者を支える支援体制が再発予防や基礎的欲求の充足に重心を置いたり、アメニティ(快適さ)の追求に偏り、就労支援への取り組みが不十分であるためである。この結果、精神障害者の多くは、社会との接点を無くし自閉的な生活に終始しており、支援を受ければ受けるほど「生きがい・やりがい」を喪失してしまうという異常な状況に陥っている。このような状況に陥る背景には、健常者と同様の就労をさせることが「生きがい・やりがい」に繋がる一方で、ストレスが多いために再発の危険が伴うという「トレードオフ」的関係に立つことにつながると考えられてきたからである。しかし、近年の精神医学や援助技術の進展によりこうした見解は否定されつつある。他方、精神障害者を取り巻く制度や支援体制は、就労支援を軽視していることも問題である。このような問題関心から、本稿は、制度論的立場から精神障害者に対する社会福祉制度・支援体制を、合目的的、効果・効率的な「就労」支援中心に変革するために、援助の概念、制度設計・支援モデルを再構築しようとするものである。

序章では、就労に対する支援が過少である理由を、社会福祉の捕捉範囲とニーズ判定方法が確立されていないためと分析し、「就労」モデルの構築を最終的な目標にして、社会福祉ニーズ概念、社会福祉ニーズ判定モデル、自己決定モデルを提示することとしている。さらにニーズに関する先行研究では制度論的立場から三浦理論、援助技術論的立場から岡村理論があるが、近年の傾向は援助技術論からのアプローチが中心であり、ニーズ判定尺度の研究に矮小化されている点に筆者は疑問を呈し、制度論からのアプローチを検討すると述べる。

第1章では、社会福祉ニーズ概念を提示し、社会福祉の役割は社会成員の全ての欲求充足ではな く、「社会的に望ましい欲求」充足に限定すること、さらに「生きがい・やりがい」の獲得を「可能 ならしめる」援助を行うことと定義することで、社会福祉概念に一定の制限を加え、単なる基礎的 な欲求充足に留まらず、「生きがい・やりがい」に繋がりやすい欲求の充足を優先して援助すべきで あることが述べられている。

次に社会的な「望ましさ」に特化した支援を是認する立場は、個人の財産を権力が介入して他者に分配することを嫌うリバタリアニズム的社会ではなく、福祉リベラル的社会とし、「就労」を最優先した支援は、福祉に安住する人々(フリーライダー)を防ぐことになり、結果的に効果・効率的であり、多くの社会成員の共感を得ることが可能であるとする。

第2章では、制度設計・援助計画を立てる時に使用される社会福祉ニーズ判定モデルの提示と、 実際にその判定モデルを用いてニーズ判定を行った。その結果、精神障害者の最優先すべき社会福祉ニーズは就労支援であるとされる。

第3章では、自己決定モデルが論じられている。福祉リベラル的社会では高いレベルの社会福祉が提供されることになる。そこでは、障害者が無条件に社会福祉サービスを受給し続けるのでなく、障害者が個人として達成可能なレベルで社会貢献や社会参加することが求められる。このことは、必然的に就労を忌避・躊躇する精神障害者の自己決定の自由に介入することにつながる。このため、自己決定モデルを提示したうえで、こうした障害者の自由に対する介入の根拠を示している。すなわち「善き生を送ること」あるいは「生きがい・やりがい」の獲得を目標に、「他者との共働性」を基礎にして「自己決定の条件」が整備された上で、「緩い自己決定」という福祉リベラル的自己決定様式に基づく介入が行われるべきであるとする。この介入は強制ではなく誘引であり、精神障害者の「就労」支援にとって有益な自己決定様式であり、自己決定モデルの中核的概念であるとする。

新しい障害者就労観と自立支援法とが検討される第4章では、過剰なストレスが精神障害者にかかるため、再発危険が高まることを理由に、一般的な就労は「無理である」として積極的に推奨せず、社会復帰施設等における福祉的就労を推奨してきた支援者と、「弱者に留まる権利」を主張する被援助者に対して、「就労」による「生きがい・やりがい」の獲得を目指しながらも、再発の危険を最小限にすることが可能であると主張する。障害者など労働市場から排除されやすい人々に、新たな雇用の場を生み出す社会的企業(Social Enterprises)に注目して、障害者の雇用を社会成員が協働して「創出する」という姿勢のもと、市場原理の長所である競争原理すなわち「切磋琢磨」や「魅力的な仕事」を提示して、精神障害者の「向上心」「やりがい」を引き出すこと、その一方で雇用の拡大・維持に対して財政的な援助や諸施策、社会福祉援助を行うことで、市場の短所である弱肉強食すなわち「排除」や「過剰なストレス」をコントロールすることが可能であると主張する。

第5章では、精神障害者の「就労」モデルが提示されている。そこでは、就労を中心に据えた社会福祉ニーズを設定し、精神障害者自身の「苦労する権利」を前提に「魅力ある就労」を提供すべきことが主張されている。また、医療機関と施設の課題、それに関連する監査機能について言及する。就労モデルにおける共通理念、各機関の課題に共通するのは、「生きがい・やりがい」に繋がる「就労」支援制度・援助の維持・拡大に対して、社会成員、精神障害者、支援者、それぞれの立場で「協働」(持ち出す)することであるとされる。

結語では、現状のセーフティーネット型から、「就労」支援というキャスティングボード型の社会 福祉制度設計・支援にシフトチェンジすることが、自立や社会参加・貢献という社会的な「望まし さ」にそった「生きがい・やりがい」を「獲得可能ならしめる」支援であり、合目的的、効果・効率的であるとする。また、社会福祉ニーズ概念の他領域への援用可能性について触れたうえで、今後の研究課題が提示されている。

審査結果の要旨

本論文は、社会福祉学をリードしてきた援助技術論中心のニーズ判定に対する批判的検討という手法によって、精神障害者に対する就労支援の在り方を論じたものである。

そこでは、精神保健福祉士としての実務経験に基づいた知見から、ある意味ではこれまで全く顧みられることのなかった精神障害者の社会復帰としての就労支援を、障害者自身が「苦労する権利」を行使することによって「生きがい・やりがい」を獲得することこそが精神障害者の自己充足を実現することができるとの主張が展開されている。

このような主張は、やや性急な印象を与えるとともに、法理念的な原理原則に関する問題について、従来の社会福祉学の蓄積を無批判的に前提としていることなどに難点が見られる。しかし、本人も自覚するように現在の社会福祉学では異端的とも評される見解を簡明直截に論じており、その論理展開は説得力に富み、新たな障害者福祉に関する制度像の構築に成功しているということができる。

また、社会福祉ニーズの在り方に関連するコミュニタリアニズムやコンサーバティズムなどの検 討や行為能力別の障害分類などが残された課題であると述べられ、今後の検討課題についても十分 な認識を示している。

以上のように、本論文は博士論文として十分なものと判定し、博士(学術)の学位を授与するのが 適当であると判断する。